

新人弁理士の教育についての雑感

会員 原田 洋平



要約

筆者は、特許・実用新案の明細書の作成に関し、新人の弁理士の皆さんに講義し教育する機会を長年にわたり頂戴している。最近では、明細書の作成に関する弁理士育成塾の大阪機械コースの講師も拝命している。本稿では、これらの経験にもとづき筆者が体得した事項や、弁理士の教育に関する筆者の考えについて、思いつくままに筆を進める。あわせて、新人弁理士の方が自己研鑽される場合のヒントについても紹介する。

目次

- ・はじめに
- ・新人弁理士の教育に携わる前に考えていたこと
- ・教育する立場に就いて分かったこと
- ・新人弁理士をどのように教育するのか
- ・専門技術分野について
- ・非機械系の方に機械系の明細書を書いてもらうための教育
- ・習熟度の異なる複数の受講者の教育
- ・新人弁理士の方の明細書の学習方法
- ・作成した明細書に批判を受けたとき
- ・まとめ

[はじめに]

筆者は、かなり以前から、いわゆる弁理士の登録前研修などにおいて、特許・実用新案の明細書の作成に関し、新人の弁理士の皆さんに講義し教育する機会を頂戴している。最近では、明細書の作成に関する長期的な講座である「弁理士育成塾（以下、『育成塾』と称する）」の「大阪機械コース」の講師も、数年にわたり拝命している。

そのような講師の経験を重ねることで、自分自身では意識していないが、新人弁理士の方に明細書作成手法を効率的に習得して頂くための指導時のコツのようなものが身に付いたかも知れない。

本稿では、講師としてのこれまでの筆者の経験や考え方などを読者の皆さんに紹介する。それによって、上記の「コツ」が文章に自然に滲み出て、読者の皆さんに読み取ってもらえたならば、幸いである。

[新人弁理士の教育に携わる前に考えていたこと]

弁理士というのは、相応の力量のある人が取得することができる国家資格である。そのような力量のある人なら、明細書の書き方は、独学で習得できる筈であるし、そうすべきである。明細書というのは、要するに新技術を他人に紹介し、その見返りとして独占権を得るための手段としての書面である。このため、その機能を果たせば合格であるし、果たさなければ不合格である。筆者は、このような点を主たる判断基準として、自分の作成した明細書を自分で評価することで日々の実力向上を図ってきた。そして、他の弁理士も当然にそのようなことができると考えてきた。

よって、筆者は、明細書の作成について、明細書を書き始めた当初の数か月程度は先輩の指導を仰ぐことが望ましいが、その後は自分の進む道は自分で切り開くべきと考えてきた。

育成塾は、その制度が構築された当時の日本弁理士会会長の古谷史旺弁理士のご発案によるものであったと記憶している。初回開講時の古谷会長のご挨拶によると、自分は修行中に先輩の添削を受けて、真っ赤に修正された起案が何回も返ってきて、これが実力向上に大変役に立った、しかし、最近の若い弁理士はそのような機会に恵まれていない、そこで、そのような場を提供すべく、育成塾を思い立ったと述べられた。

筆者は、このようなご説明を拝聴したときにも、「それでも弁理士たるもの、他人に頼らずに自己研鑽で進むべきではないか、安易に他人に尋ねることに慣れてしまうと、自己解決能力が発達せず、却って弊害が生じるのではないか」と考えていた。

【教育する立場に就いて分かったこと】

そして、上述のような考えを持ちながら、講師として、育成塾の講義に臨んだ。

ところが、育成塾の講義を進めていくと、受講者の皆さんの成長の具合は、筆者の予想から見事に外れた。

ひとことでいうと、育成塾の受講者の皆さんは、十分な自己解決能力をお持ちであった。しかしながら、明細書の作成についての指針といったものが、ほとんど身につけて居られなかった。そのために、明細書作成作業についてのスタートダッシュができない、あるいはスタートすることさえ、どうしたらよいか判らないといった状況であった。まさに、指導を受ける先輩に恵まれておられない、という状況であった。

このため、講師である筆者から少しずつアドバイスをお知らせしつつ、いくつかの明細書作成を経験して頂くと、見違えるように実力が向上した。実力の向上が軌道に乗れば、あとは自分の考えでいくらでも進歩が可能であると判断することができた。

つまり、筆者は、育成塾の講師を経験して、初めて、初心者に対する最初の手ほどきの重要性を理解した次第である。反対に、自分は、このような手ほどきについて意識しないままに所定のレベルまで到達していたのだと、言い換えると所属事務所をはじめとして恵まれた環境に居たことを、遅まきながら認識したのであった。

このように、弁理士試験に合格された新人の弁理士の皆さんは、明細書作成のための潜在的な能力は必要なレベルでお持ちである。あとはその潜在的な能力を顕在化させることが必要であるが、そのために適切な教育を行えば、予想以上のスピードでの実力向上が可能であるとの確信を得た。つまり、教育の機会があった方が格段によろしい、ということに気が付いた。

そういうこともあって、手前味噌ながら、何とか所定レベルまで教育することができた育成塾の修了生の皆さんについては、その将来が楽しみである。

【新人弁理士をどのように教育するのか】

筆者の考え方は、上述の自己解決能力を向上させることが教育だ、というものである。

この考え方にしたがえば、最大の教育法は、具体的には何も教えないこと、特に答えを何も教えないこと、という点に尽きる。その場合に、教育する側の仕

事は、具体的な案件について、大きな考え方をアドバイスするだけであって、手取り足取りの指導は行わないということになる。

今から思い起こすと、ある時はこの点を意識して、あるいは別の場面では特に意識せずに、新人弁理士の教育の場においてこの姿勢を貫いてきた。換言すると、教え育てるあるいは教わり育つ「教育」ではなく、放っという育てるあるいは放っておかれて育つ「放育（筆者の造語である）」で十分だと考える。

たとえば、育成塾などにおいて明細書の書き方を教育するときには、記述の対象となる発明の捉え方については、詳しく解説する。具体的には、【発明が解決しようとする課題】と、【課題を解決するための手段】と、【発明の効果】との論理的な整合性について、受講者の方に綿密に検討して頂くようにしている。これら三者を論理的に整合させるという考え方が身に付くことで、ようやく一人前の明細書を作成することができるためである。

しかしながら、個別の案件について、対象となっている個々の技術的事項についての文章による表現の仕方などは、原則として伝授しない。この点は、受講者すなわち明細書作成者が自分で考えて対処すべきものだとの見解によるものである。すなわち、対象となっている技術的事項について、受講者の方から、仮に「どう書いたら良いですか？」という質問が出た場合には、「自分で考えてください」と答えるだけである。

つまり、明細書を記載するためには、どのようにして円滑に論理を展開させるか、又は前後の論理を整合させるかが、非常に重要である。そして、それさえ出来れば、具体的な文章は、あまり苦勞しなくても、ほぼ自然に出てくるものであろう、というのが筆者の考え方である。

とはいえ、受講者の方が自分で考えて文章を作成したことで生じた問題点については、丁寧に回答するようにしている。それによって、考え方をアドバイスできるためである。たとえば、受講者の方が作成された文章について、「これで良いですか？」と質問された場合には、その良否を判定し、否である場合にはその理由を詳しく説明している。ただし、具体的な記述方法はあまり示さない。これを考えるのが受講者の仕事だからである。

育成塾の講座では、受講者によって作成された明細書の起案を提出してもらい、講師である筆者が添削し

たものを返却するという手法を採用している。しかし、実際のところ、「添」も「削」もほとんど行っていない。詳細には、受講者が作成された起案の各部分について、考え方や表現の仕方が妥当でないと思われたなら、「妥当でない」という指摘と、その理由の記載とを行う程度である。こう書けば良いという具体的な文章表現を示すことは、あまり無い。もちろん、具体的な文章表現を行うことで「考え方」を説明できるのであれば、そのために取って文章表現の例を示すことは行っている。

要するに、「こう書きなさい」と言って手本を示すよりも、「こう考えなさい」とアドバイスする方が、受講者の実力向上に貢献できるという筆者の判断にもとづいた教育を行っている。幸い、これまでの育成塾の受講者の方々から、筆者のこの教育方針に反対というご意見は届いていない。しかも、受講者の皆さんは、開講当初と比べて実力がかなり向上した状態で育成塾を修了されている。よって、筆者の方針でまあ問題なろうという自負と安心感とで毎年の育成塾の講義を終えて、教育する側の役目を全うしていると実感している昨今である。

そういう訳であるから、育成塾を終了された方で筆者の文体を真似て明細書を作成している方は皆無である。考え方しか伝授していないので、当然である。もとより明細書作成についての答えは教えていない。唯一無二の正解など存在しないためである。考え方を間違わずに導き出した答え、すなわち納得できる考え方にもとづいて作成された明細書であれば、合格である。反対に疑問のある考え方にもとづいて作成された明細書は、だれが判断しても合格とは言い難いものであると想像される。

[専門技術分野について]

明細書の作成について教育するうえでネックとなるのが、受講者の専門技術分野である。

筆者の専門技術分野は機械工学であり、前述のように育成塾も「機械コース」の講師を担当させて頂いている。ところが、「機械コース」の看板が挙がっているにもかかわらず、どういうわけか機械を専門としていない受講者が大半を占める。なかには文科系の方も居られる。

実をいうと、「非機械系」の受講者に機械の明細書について教育するのは、かなりの困難を伴う。「機械系」

の常識が通用しないからである。機械系の明細書について教育するときに、受講者が機械系のかなりのレベルである場合に講師に求められるエネルギーをたとえば「5」とすると、非機械系の方を教育するときに講師に求められるエネルギーは「10」を超える。

しかし、この点は、考えてみると教える側の都合であるに過ぎない。初めから「10」を超えるエネルギーが必要であると認識できるのであれば、それに対応した策を講じれば良いだけの話だからである。「5」のエネルギーで済まそうという根性が、そもそも間違いなのである。

育成塾を受講しようという意気込みのある方は、たとえ非機械系であっても、機械の明細書に果敢に挑戦される。機械を理解しようとする熱意は相当なもので、脱帽ものである。講師は、このような受講者、しかも複数の受講者と相対峙して講義を進めなくてはならない。

このことが理解できてからは、育成塾の「機械コース」を非機械系の方が受講されても動じなくなった。もっとも、「10」を超えるエネルギーが必要である点に変わりはない。

[非機械系の方に機械系の明細書を書いてもらうための教育]

これは、なかなか難しい。機械系の明細書を作成するときに、機械系の素養があった方が、作成のしやすさの点で有利であることが自明だからである。このため、非機械系の方に機械系の明細書について教育するときには、まず、対象となる機械装置についての技術的説明を、時間を掛けて行うことになる。

このとき、できれば機械工学の基本となるところについて、例えば機械要素について、理解していただきたいのであるが、これがなかなか困難である。

しかし、育成塾における筆者の経験によると、非機械系の受講者の方は、機械工学の基礎的なところは横において、そのときに対象となっている機械装置について、前述のように何とか理解しようと努力される。そして、そのような努力が実を結ぶのである。

総じて評価すると、機械工学的には疑問の残る出来上がりであっても、受講者が心血を注いで作成された明細書は、十分に合格レベルに達している。

よって、育成塾において、非機械系の方に明細書を作成してもらうときには、学問的に機械工学的なとこ

ろの検討にはあまり注力せず、それよりも発明の対象となっている装置の構造と動作とを、受講者のレベルで徹底的に理解してもらうという手法を採用することとした。もちろん、その手法で成功を収めている。

【習熟度の異なる複数の受講者の教育】

育成塾の受講者の方の中には、明細書の作成能力について、初心者としてはかなりのレベルの方が居られる。その一方で、これまで明細書作成経験ゼロの方も居られる。これらの方々の間のバランスをどうとるか？

講義については、やむを得ずいずれかのレベルに設定しないと、話ができない。それぞれの受講者のレベルまで配慮できない。ただし、育成塾では、各受講者から起案を提出してもらって、それに講師がコメントする形をとっている。そこで、筆者は、このコメントを、各受講者のレベルに応じたものとなるように工夫している。たとえば、レベルがそれほど高くない受講者の起案については、基本的な考え方で文章の作成ができていないか、文章に大きな論理の飛躍が無いかなど、どの点をコメントの論点としている。これに対し、レベルの高い受講者の場合は、ある技術的事項を記載するときにどのような表現形態がより好ましいか、より強力な権利範囲とするためにはどうすれば良いかなど、どの点を論点にしている。これによって、各受講者ごとに合わせた教育というものに、少しは近づいているのかも知れない。

【新人弁理士の方の明細書の学習方法】

明細書の作成に関し、先輩や師匠が居られない新人の弁理士の方に対するアドバイスを、以下に記す。新人の弁理士の方が自分自身を教育するための助けとなれば幸いである。

明細書作成のための最適の教科書が、世の中に大量に存在する。といっても「明細書の書き方」などと題して販売されている単行本ではない。販売はされていないが、公開されている。したがって無料である。

前置きが長くなったが、その教科書は「特許公報」である。

教育の話であるが、筆者は特許公報を読んだ方に、よく次のように質問する。

「何が書いてありましたか？」

そうすると、ほぼ全員の回答が、

「○○○という技術が書いてありました。特許請求の範囲は、よく判らないけれど、多分△△△ということが書いてあったようです。」

というパターンである。これに対し、

「素晴らしい文章が書いてありました。おかげで、最先端の難解な技術をよく理解できました。」という返事は聞いたことが無い。世間では、このような明細書は、せいぜい、

「割と判りやすく書いてあるようです。」

という程度の評価を頂戴するのが関の山である。しかし、明細書作成者は、その程度の評価を下していたのでは成長が困難である。

読者は、特許公報を読んでその技術をうまく理解できた時に、それは、自分の理解力が優れているからだと思っておられるのであろうか？ そういうことも無いわけではないが、特許公報を読んで技術内容をうまく理解出来たのは、実は執筆者の筆の力によるところが、かなりのウェイトを占める、というのが筆者の考えである。事実、その筈である。

ということは、優れた筆力で書かれた明細書は、明細書作成者が範とすべき宝物的な教科書であると言うべきである。そのような明細書の表現方法、語り口、論理の展開の仕方などを十分に学習すれば、学習者の明細書作成能力が向上すること間違い無しである。

このような優れた資料が無料で公開されているのであるから、利用しない手は無い。もちろん、特許公報は、明細書の手本としては玉石混淆であるかも知れない。中には、特許戦略的に敢えて難解な記載を行っているものもあるかも知れないので、注意が必要である。なお、「玉」の特許公報はもちろん優れた教科書となる。これに対し「石」の特許公報も、実は教科書としての役割は大きい。すなわち反面教師的な教科書となるので、それなりに利用可能である。

もう一度繰り返す。特許公報を読むときには、どのような技術が記載されているのかを理解することに加えて、その記載の手法を学習すべきである。一般的な弁理士は、その日常業務において特許公報を読む機会に恵まれている(というよりは、「読まざるを得ない」というべきか?)が、その時々、技術の理解だけで終わる読者と、明細書の書き方まで注意する読者とでは、多数の特許公報を読む経験を積んだ後の明細書作成能力には、格段の開きが生じている筈である。

このように、先輩や師匠に恵まれない新人の弁理士

の方であっても、自分で学習する機会を探せば、何らかの好機が得られるものと筆者は考える。もちろん恵まれた環境の方がさらに学習方法を工夫されれば、鬼に金棒的な成果が得られるであろう。

[作成した明細書に批判を受けたとき]

自信をもって作成した明細書について、「わかりにくい」というご批評を頂戴することがある。このような場合も、前向きに、自分自身を教育する機会とすることができる。

筆者は、若いころは、自分の作成した明細書に絶対の自信を持っていた。このため、上記のようなご批評に対しては、反論したいという気持ちが沸き上がった。しかし、批評された方に反論しても、すなわち、自分の作成した明細書の正当性を主張しても、議論が成り立つわけではないと考えて、無益な衝突は避け、言われた通りの考えにもとづく修正を行っていた。ただし、明確な間違いを犯した時だけは、素直に反省した。

しかし、歳とともに考え方が変化した。すなわち、「わかりにくい」というご批評を頂戴したときという

のは、少なくともその人には自分の主張や説明が伝わらなかったのだという、当たり前のことに気が付いた。そして、それからは、そのようなご批評を頂戴したときには、その人に理解して頂くことに失敗したのだという謙虚な気持ちになって、何とか理解してもらえぬための書き直しを、抵抗なく行えるようになった。

このように気持ちを切り替えることで、ご批評を受け入れることができるようになり、さらなる改善を図ろうという意識が芽生えたように思われる。このような考え方もあることを、新進気鋭の弁理士の方にお伝えする。なお、「わかりにくい」というご批評は、経験を経た現在でも、しばしば頂戴している。

[まとめ]

筆者の体験にもとづき、思いつくまま筆を進めた。それゆえ、まとまりのない論調となったが、ご容赦賜りたい。本稿が少しでも読者の皆様のご参考になれば望外の幸である。

(原稿受領 2018. 9. 7)